

茨木市立忍頂寺小学校児童通学用バス運行事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、大字大岩に居住する児童が茨木市立忍頂寺小学校に通学するため利用する茨木市立忍頂寺小学校児童通学用バス（以下「通学用バス」という。）を、路線バスの運行が見込まれない区域において運行することにより、児童の通学の安全を確保し、もって義務教育の円滑な推進に資することを目的とする。

(バスの運行)

第2 通学用バスの経路は、次のとおりとする。

往路	的田→大岩郵便局前→大岩→忍頂寺小学校
復路	忍頂寺小学校→大岩→大岩郵便局前→的田

2 通学用バスの運行日は、忍頂寺小学校の授業開催日とし、運行時間は、授業の時間割等を勘案し、教育委員会が別に定める。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、通学用バスの運行を中止し、又は臨時に運行することができる。

(利用対象)

第3 通学用バスの利用対象者は、大字大岩に居住し、忍頂寺小学校へ通学する児童とする。

(通学用バスの利用申請)

第4 通学用バスを利用しようとする児童の保護者は、通学用バス利用申請書（様式第1号）を指定された期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(通学用バスの利用決定)

第5 教育委員会は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて通学用バスの利用を決定し、申請者に対し通学用バス利用決定通知書（様式第2号）により通知する。

(実費徴収金)

第6 通学用バスを利用する児童の保護者は、利用に係る実費徴収金として、1学期分として6,800円を、2学期分として7,300円を、3学期分として5,200円を納付しなければならない。

(実費徴収金の納付時期)

第7 第6に定める実費徴収金は、1学期分を4月20日までに、2学期分を9月20日までに、3学期分を翌年の1月20日までに納付しなければならない。

(実費徴収金の還付)

第8 既納の実費徴収金は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

(通学用バス利用の中止)

第9 通学用バスを利用する児童の保護者は、当該バスの利用を中止する場合は、各学期の初日の前日までに通学用バス利用中止届出書（様式第3号）により教育委員会に届け出なければならない。

(通学用バスの利用の取消し等)

第10 教育委員会は、通学用バスの利用の決定を受ける者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定をしない、若しくは取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により決定を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

(教育委員会の指示)

第11 教育委員会は、通学用バスの利用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

様式第1号

年 月 日

(申請先) 茨木市教育委員会

保護者
住 所
氏 名

印

(※自署の場合は押印不要)

茨木市立忍頂寺小学校児童通学用バス利用申請書

茨木市立忍頂寺小学校児童通学用バスの利用について次のとおり申請します。

1 利用期間

年 月 日から 年 月 日までの間で茨木市立忍頂寺小学校児童通学用バスが運行しているとき。

2 利用する児童

() 学年 () 組 氏名 ()

() 学年 () 組 氏名 ()

様式第2号

茨木市教育委員会指令 第 号

保護者
住 所
氏 名 様

茨木市立忍頂寺小学校児童通学用バス利用決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市立忍頂寺小学校児童通学用バスの利用について次のとおり決定したので通知します。

1 利用期間

年 月 日から 年 月 日までの間で茨木市立忍頂寺小学校児童通学用バスが運行しているとき。

2 利用する児童

() 学年 () 組 氏名 ()

年 月 日

茨木市教育委員会



(注) 利用に係る実費費用として、1学期分(6,800円)を4月20日までに、2学期分(7,300円)を9月20日までに、3学期分(5,200円)を翌年の1月20日までに納めてください。

様式第3号

年 月 日

(届出先) 茨木市教育委員会

保護者

住 所
氏 名

⑩

(※自署の場合は押印不要)

茨木市立忍頂寺小学校児童通学用バス利用中止届出書

茨木市立忍頂寺小学校児童通学用バスの利用について次のとおり中止したいので届け出ます。

1 利用中止時期

年 月 日から

2 利用中止する児童

() 学年 () 組 氏名 ()